

平成25年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：手当・ひとり親家庭支援担当

内線：3337

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B218	ひとり親家庭福祉推進事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費	
事業期間	昭和48年度～	根拠法令	母子及び寡婦福祉法、埼玉県母子緊急一時保護実施要綱、埼玉県就学援助事業実施要綱			戦略項目	01 子育ての安心		
						分野施策	010101 子育て支援の充実		
1 事業概要			5 事業説明						
<p>毎年漸増し、その原因も態様も変化しているひとり親家庭等の福祉の向上を図るため、下記事業を行う。</p> <p>(1)母子家庭自立支援給付金等支給事業 91,630千円 (2)ひとり親家庭就学援助事業 18,054千円 (3)母子緊急一時保護事業 2,738千円 (4)母子自立支援プログラム策定員設置事業 3,749千円 (5)母子家庭等日常生活支援事業 445千円 (6)ひとり親家庭生活支援事業 13,923千円 (7)就労・自立支援対策事業 5,111千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 母子家庭自立支援給付金等支給事業 ※平成25年度から父子家庭の父も対象とする。 91,630千円 (ア) 自立支援教育訓練給付金 (850千円) 事業実施主体が指定した講座を受講した母子家庭の母、父子家庭の父に対して、受講料の2割相当額(支給限度額100千円)を支給する。</p> <p>(イ) 母子家庭高等技能訓練促進費等事業 (90,780千円) 母子家庭の母、父子家庭の父の技能訓練受講中の生活の安定を図るため、2年制以上の養成機関で修業する場合に「高等技能訓練促進費」を支給する。また、課程を修了した場合に、「入学支援修了一時金」を支給する。</p> <p>イ ひとり親家庭就学援助事業 18,054千円 中学校に入学予定の児童を扶養する市町村民税非課税世帯のひとり親に対し、就学に係る費用の一部を助成する。</p> <p>ウ 母子緊急一時保護事業 2,738千円 DV防止法による一時保護委託の適用が困難で、かつ緊急に自宅を出ざるを得なくなった行き場のない母と子を母子生活支援施設に一時保護する。</p> <p>エ 母子自立支援プログラム策定員設置事業 3,749千円 児童扶養手当受給者の経済的な自立を支援するため、母子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携してきめ細やかに支援する。</p> <p>オ 母子家庭等日常生活支援事業 445千円 日常生活等に支障が生じた母子家庭等に、家庭生活支援員を派遣する。</p> <p>カ ひとり親家庭生活支援事業 13,923千円 個々の家庭の状況に応じた継続的な相談支援や、講座の実施、集いの場の提供等を行う。</p> <p>キ 就労・自立支援対策事業 5,111千円 福祉事務所に就労支援専門員を配置し、就労相談、求人情報の提供、職業訓練情報提供等を行う。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
ア (国3/4・県1/4)									
イ・ウ (県10/10)									
エ・キ (国10/10)									
オ・カ (国1/2、県1/4) 市町村1/4									
※国…国交付金を積立した安心こども基金を									
3 地方財政措置の状況									
(3) 普通交付税									
(区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費									
(細節) 児童措置費 (積算内容) 母子生活支援施設									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.3人=2,850千円									
			財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金	繰入金	諸収入					
決定額	135,650	78,599	5,111	354				51,586	△832,102
前年額	967,752	2,654	904,055	332				60,711	